

(R5.5.10現在)

# 議案の概要

令和5年第1回市議会臨時会

八王子市

## 目 次

1	提出予定議案総括	1
2	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専決処分について	2
3	八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決処分について	4
4	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専決処分について	5
【追加送付】		
5	監査委員の選任について	7
6	農業委員会委員の任命について	8

○提出予定議案総括

案 件	件 数	備 考
人 事	5 件	監査委員 2 件 農業委員会委員 3 件
補 正 予 算	2 件	一般会計ほか（専決処分 2 件）
条 例 関 係	3 件	一部改正（専決処分 3 件）
計	10 件	

条例改正	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専決処分について	財政部
		税制課

概要	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったため、議会に報告し、承認を求めるもの
----	---

【内容】

令和5年度の税制改正により、地方税法（昭和25年法律第226号）及び関係法令を改正する法令が令和5年（2023年）3月31日に公布された。その一部の施行日が同年4月1日であったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分を同年3月31日に行った。

<専決処分した内容>

【固定資産税に関する改正】

- 1 わがまち特例（生産性革命）の終了に伴う規定の削除（附則第10条及び第10条の2第16項）  
中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例が令和5年（2023年）3月31日までの取得分をもって終了することに伴い、特例率を定める規定及び関連する条文を削除した。
- 2 わがまち特例（マンションの大規模修繕）の新設に伴う申告規定の追加（附則第10条の3）  
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した日の属する年の翌年度分の家屋に係る固定資産税額を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する制度が導入されたことに伴い、同特例の適用を受けるために必要な申告に係る事項を規定した。

【軽自動車税に関する改正】

- 3 より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、種別割のグリーン化特例（軽課）の適用期限を3年間（25%軽減の対象のものは2年間）延長する法改正が行われることに伴い、グリーン化特例に関する規定を法に合わせて改正した。（附則第18条及び第18条の2）

区分		軽減率	軽減額	適用期間
電気軽自動車 天然ガス軽自動車	三輪のもの	おおむね 75%	3,900円→1,000円	令和8年度 まで (R8.3.31 取得分まで)
	四輪以上のもの (乗用・営業用)		6,900円→1,800円	
	四輪以上のもの (乗用・自家用)		10,800円→2,700円	
	四輪以上のもの (貨物用・営業用)		3,800円→1,000円	
	四輪以上のもの (貨物用・自家用)		5,000円→1,300円	
営業用の乗用の ガソリン軽自動車 (令和12年度燃費 基準90%達成)※	三輪のもの	おおむね 50%	3,900円→2,000円	令和8年度 まで (R8.3.31 取得分まで)
	四輪以上のもの		6,900円→3,500円	
営業用の乗用の ガソリン軽自動車 (令和12年度燃費 基準70%達成)※	三輪のもの	おおむね 25%	3,900円→3,000円	令和7年度 まで (R7.3.31 取得分まで)
	四輪以上のもの		6,900円→5,200円	

※ 上記令和12年度燃費基準に加え、令和2年度燃費基準及び平成30年排出ガス基準50%達成又は平成17年排出ガス基準75%達成したものに限る。

【その他の改正】

- 4 改正後の地方税法等の規定に合わせ、条例で引用する条項を改めた。(附則第10条の2第3項から第14項まで及び改正前の第10条の3第11項から第13項まで)

<施行日>

令和5年(2023年)4月1日

【法令等】

- 地方自治法(昭和22年法律第67号)  
第179条
- 1 わがまち特例(生産性革命)の終了に伴う規定の削除
  - 改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)  
附則第64条
- 2 わがまち特例(マンションの大規模修繕)の新設に伴う申告規定の追加
  - 改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)  
附則第15条の9の3
- 3 軽自動車税に係る種別割のグリーン化特例(軽課)の適用期間の延長
  - 改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)  
附則第30条

条例改正	八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決処分について	財政部 資産税課
概要	八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったため、議会に報告し、承認を求めるもの	
<p><b>【内容】</b></p> <p>令和5年度の税制改正により、地方税法（昭和25年法律第226号）及び関係法令を改正する法令が令和5年（2023年）3月31日に公布された。その一部の施行日が同年4月1日であったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分を同年3月31日に行った。</p> <p>&lt;専決処分した内容&gt; 地方税法附則第15条の項が移動したことから、条例で引用する項を改めた。</p> <p>(改正箇所)</p> <p>1 条例附則第2項 (<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2 条例附則第17項</p> <p>17 <u>法附則第15条第1項、第14項、第16項、第18項、第20項、第25項、第32項、第33項、第36項若しくは第40項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>17 <u>法附則第15条第1項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項、第32項、第35項若しくは第39項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>&lt;施行日&gt; 令和5年（2023年）4月1日</p>		
<p><b>【法令等】</b></p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第179条</p> <p>○改正後の地方税法（昭和25年法律第226号） 附則第15条</p>		

条例改正	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専決処分について	健康医療部 保険年金課														
概要	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったため、議会に報告し、承認を求めるもの															
【内容】	<p>令和5年度の税制改正により、地方税法（昭和25年法律第226号）及び関係法令を改正する法令が令和5年（2023年）3月31日に公布された。その一部の施行日が同年4月1日であったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分を同年3月31日に行った。</p> <p>&lt;専決処分した内容&gt;</p> <p>1 課税限度額の引上げ（第11条） 国民健康保険における被保険者と被用者保険（健康保険組合、共済組合等による保険）における被保険者間の保険税負担の公平の確保に配慮するとともに、中間所得層の被保険者の負担に配慮しながら必要な保険税収入を確保するため、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）で定める限度額に合わせ、後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に引き上げた。</p> <p>2 減額の対象となる所得の基準の引上げ（第30条） 経済動向等を踏まえ、地方税法施行令で定める国民健康保険税の均等割額の減額対象となる所得の基準額が引き上げられたことから、これに従い条例で定める基準額を引き上げた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">減額の割合</th> <th colspan="2">所得基準額（前年の世帯の総所得金額等）</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割</td> <td>43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下</td> <td>43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下</td> </tr> <tr> <td>5割</td> <td>43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+<b>28.5万円</b>×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下</td> <td>43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+<b>29万円</b>×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+<b>52万円</b>×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下</td> <td>43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+<b>53.5万円</b>×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給与所得者等の数 納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数をいう。</p> <p>※ 特定同一世帯所属者 国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者で、国民健康保険の資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。</p> <p>&lt;施行日&gt; 令和5年（2023年）4月1日 ※ 令和5年度（2023年度）以後の年度分の国民健康保険税に適用する。</p>		減額の割合	所得基準額（前年の世帯の総所得金額等）		改正前	改正後	7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	5割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+ <b>28.5万円</b> ×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+ <b>29万円</b> ×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	2割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+ <b>52万円</b> ×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+ <b>53.5万円</b> ×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
減額の割合	所得基準額（前年の世帯の総所得金額等）															
	改正前	改正後														
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下														
5割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+ <b>28.5万円</b> ×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+ <b>29万円</b> ×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下														
2割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+ <b>52万円</b> ×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+ <b>53.5万円</b> ×（当該世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下														

【法令等】

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第179条
  
- 地方税法（昭和25年法律第226号）  
第703条の4、第703条の5
  
- 改正後の地方税法施行令（昭和25年政令第245号）  
第56条の88の2、第56条の89



人事	監査委員の選任について	総務部
		職員課
概要	令和5年（2023年）4月30日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、監査委員を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年（2023年）4月30日に市議会議員のうちから選任している濱中賢司委員及び鈴木勇次委員が任期満了を迎えたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、監査委員2人を選任する。</p> <p>任期は、令和5年（2023年）5月18日から令和9年（2027年）4月30日までとする。</p> <p>※ 地方自治法第197条の規定に基づき、議員のうちから選任される委員の任期は、議員の任期による。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第195条～第197条</p>		

人事	農業委員会委員の任命について	総務部
		職員課
概要	令和5年（2023年）4月30日退任に伴い、市議会の同意を得て、農業委員会委員を任命するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年（2023年）4月30日に市議会議員のうちから任命している<small>こばやしひろえ</small>小林裕恵委員、<small>ばばたかひろ</small>馬場貴大委員及び<small>みのべやよい</small>美濃部弥生委員が退任したことから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、農業委員会委員3人を任命する。</p> <p>任期は、令和5年（2023年）5月18日から令和7年（2025年）4月12日までとする。</p> <p>※ 前任者の退任による任命であるため、前任者の残任期間が任期となる。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） 第8条～第10条</p> <p>○八王子市農業委員会委員に関する規則（平成28年八王子市規則第1号） 第2条～第4条</p>		